

---

# 多様な入札契約方式モデル事業 事例集

---

---

平成 29 年 12 月  
多様な入札契約方式モデル事業選定・推進委員会

---

# 目次

---

<b>1.</b>	<b>事例集の位置付け</b>	<b>1</b>
1.1	背景及び作成の目的	1
<b>2.</b>	<b>多様な入札契約方式の制度上の位置付け</b>	<b>2</b>
2.1	公共工事の品質確保の促進に関する法律	2
2.2	主要な入札契約方式の概要	4
2.2.1	CM方式	4
2.2.2	設計・施工一括発注方式	4
2.2.3	地域維持型契約方式	5
2.2.4	設計段階から施工者が関与する方式	6
<b>3.</b>	<b>モデル事業による取組</b>	<b>7</b>
3.1	モデル事業の概要	7
3.1.1	モデル事業の目的	7
3.1.2	モデル事業の実施手順	7
3.1.3	多様な入札契約方式モデル事業選定・推進委員会について	7
3.1.4	支援案件の概要	8
3.1.5	モデル事業による支援結果概要	9
3.2	発注者が抱える課題とモデル事業での解決策	13
3.2.1	事業が抱えている課題や発注者ニーズの整理	13
3.2.2	課題に対応したモデル事業での解決策	16
3.3	モデル事業 事例ケース	17
3.3.1	ケース1 平成27年度 庁舎建設事業(東京都府中市、東京都清瀬市)	17
3.3.2	ケース2 平成27年度 病院建設事業(静岡県島田市)	23
3.3.3	ケース3 平成28年度 庁舎建設事業(香川県善通寺市)	31
3.3.4	ケース4 平成28年度 病院建設事業(滋賀県野洲市)	37

3.3.5	ケース5 平成 26 年度 庁舎建設事業（愛知県新城市）	45
3.3.6	ケース6 平成 28 年度 体育館建設事業（茨城県水戸市、三重県四日市市）	47
3.3.7	ケース7 平成 28 年度 庁舎建設事業（高知県中土佐町）	55
3.3.8	ケース8 平成 28 年度 給食センター建設事業（香川県高松市）	62
3.3.9	ケース9 平成 28 年度 市民ホール整備事業（神奈川県小田原市）	69
3.3.10	ケース 10 平成 26 年度 除雪事業（秋田県大仙市）	76
<b>4.</b>	<b>多様な入札契約方式を活用する際のポイント</b>	<b>80</b>
<b>4.1</b>	<b>主な検討事項</b>	<b>80</b>
4.1.1	事業の進捗段階と入札契約方式の関係	80
4.1.2	各入札契約方式の適用にあたっての主な事前検討事項	80
<b>4.2</b>	<b>設計段階から施工者が関与する方式</b>	<b>81</b>
4.2.1	設計段階から施工者が関与する方式の概要	81
4.2.2	設計段階から施工者が関与する方式の効果	82
4.2.3	設計段階から施工者が関与する方式の活用時のポイントや留意点	84
4.2.4	本方式に対応した設計業務及び技術協力業務契約の締結	92
<b>4.3</b>	<b>CM 方式</b>	<b>94</b>
4.3.1	CM 方式の概要	94
4.3.2	CM 方式の効果	94
4.3.3	CM 方式の活用時のポイントや留意点	96
<b>4.4</b>	<b>地域維持型契約方式</b>	<b>101</b>
4.4.1	地域維持型契約方式の概要	101
4.4.2	地域維持型契約方式の効果	102
4.4.3	地域維持型契約方式の活用時のポイントや留意点	103
<b>4.5</b>	<b>施設別の整理</b>	<b>105</b>

## 1. 事例集の位置付け

### 1.1 背景及び作成の目的

平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 56 号)」(以下、「品確法」という。)において、「発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる」(第 14 条)ことが明記された。

国土交通省では平成 25 年 11 月に設置された「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」において主に直轄事業を対象として入札契約方式の検討をしており、改正された品確法を踏まえて平成 27 年 5 月に「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(以下、「入契ガイド」という。)を策定したところである。

また、国土交通省では地方公共団体を対象として、品確法に基づく多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、平成 26 年度より「多様な入札契約方式モデル事業」(以下、「モデル事業」という。)を実施してきた。モデル事業では、事業の実施にあたり地方公共段階が抱える課題に対して、専門家を派遣することにより適切な入札契約方式選択等に関する支援を行っている。

本事例集は、直轄事業を対象とした入契ガイドを参考としつつ、モデル事業を介して得られた地方公共団体が抱える固有の課題や事情等に関する知見を集約し、今後全国の地方公共団体が入札契約方式の選択にあたり参考となるよう、そのポイントや留意事項についてとりまとめを行ったものである。